

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【公表番号】特表2016-523400(P2016-523400A)

【公表日】平成28年8月8日(2016.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-047

【出願番号】特願2016-516632(P2016-516632)

【国際特許分類】

G 06 F 12/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F	12/00	5 3 3 J
G 06 F	12/00	5 3 5 Z
G 06 F	12/00	5 1 7

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月8日(2016.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ファイルの第1インスタンスを格納しているコンピューティングデバイス上で実行される同期フレームワークにアプリケーションの統合を提供する方法であって、前記コンピューティングデバイスは、ネットワークを介してクラウドサービスと通信可能であり、前記クラウドサービスは、前記ファイルの第2インスタンスを格納し、前記クラウドサービスは、同期エンジンを備え、前記方法は、

ある期間中に前記ファイルの前記第1インスタンスへの更新を許容すると共に前記第2インスタンスへの更新を許容するステップと、

前記期間中における前記ファイルの前記第1インスタンスと前記第2インスタンスへの更新に応答して、ネットワークを介して前記同期フレームワークと前記同期エンジンとの間で更新を交換することによって前記ファイルの前記第1インスタンスと前記ファイルの前記第2インスタンス間の同期を自動的に維持するステップであって、前記同期フレームワークは、前記コンピューティングデバイス上で実行される任意のアプリケーションが前記同期フレームワークと通信することを可能にするインターフェイス又はA P I (アプリケーションプログラミングインターフェイス)を備える、ステップと、

前記コンピューティングデバイス上で実行される第1アプリケーションから前記インターフェイス又はA P Iを介して、前記ファイルに関連する同期ロック要求を受け取るステップと、

前記同期ロック要求に応答して、前記同期フレームワークによる前記ファイルの前記第1及び第2インスタンス間の同期を一時的に放棄することを含む同期ロックを提供するステップであって、前記同期ロック要求が行われている間に前記ファイルの前記第1及び第2インスタンスの更新が許容され続ける、ステップと、

を含む、方法。

【請求項2】

前記第1アプリケーションによって前記ファイルの前記第1及び第2インスタンスを同期させるステップを更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1アプリケーションによって同期ロック解除を発行するステップを更に含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記同期フレームワークによる前記ファイルの前記第1及び第2インスタンス間の同期の維持を再開することによって、前記同期ロック解除に応答するステップを更に含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記同期の維持を再開することは、前記第1アプリケーションによって前記同期フレームワークに登録されたマージハンドラーを前記同期フレームワークによって呼び出すことを含む、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記マージハンドラーが前記ファイルの前記第1インスタンスと前記第2インスタンスをマージすることができない場合に前記ファイルのバージョンを保存するステップを更に含む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

コンピューティングデバイスであって、

ファイルを格納し、前記ファイルのクラウドバージョンを管理するように構成されたストレージデバイスと、

プロセッサーと、

同期エンジンと、

を備え、

前記同期エンジンは、前記ファイルを前記ファイルのそれぞれのクラウドバージョンと同期させるように構成され、その結果、前記ファイルの前記それぞれのクラウドバージョンへの変化が前記ファイルに同期すると共に、前記ファイルへの変化が前記ファイルの前記それぞれのクラウドバージョンに同期し、

前記同期エンジンは、クラウド上で実行され前記ファイルの前記クラウドバージョンを管理するストレージサービスの同期エンジンとネットワークを介して更新を交換するように構成され、

前記同期エンジンは、前記ファイルのうちの第1ファイルを同期ロックする要求を前記コンピューティングデバイス上で実行されるアプリケーションから受け取るように構成され、前記第1ファイルの同期ロックが行われている間に前記第1ファイルとそのクラウドバージョンの更新が許容され続け、

前記同期エンジンは、更に、前記要求のそれぞれに対して前記第1ファイルについての自動的な同期を停止し、前記アプリケーションが前記同期ロックの対応する解除を開始すると前記ファイルについての前記自動的な同期を再開することによって応答するように構成される、

コンピューティングデバイス。

【請求項8】

前記アプリケーションは、ファイルシステムを通じて前記ファイルを変更する、請求項7に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項9】

前記ストレージサービスは、前記コンピューティングデバイスに関連付けられたユーザー認証情報と共に前記コンピューティングデバイスにリンクされる、請求項8に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項10】

前記ユーザー認証情報にもリンクされた別のコンピューティングデバイスが、前記第1ファイルを更新し、前記第1ファイルの前記クラウドバージョンを格納する前記ストレージサービスが、前記他のコンピューティングデバイスによってなされた前記第1ファイルの前記クラウドバージョンに対する更新を前記コンピューティングデバイスにおける前記第1ファイルへ同期させる、請求項7に記載のコンピューティングデバイス。